○内閣府告示第二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮津市

二　地域再生計画の名称　自立循環型経済社会構造への転換戦略「海・里・山の地域資源を活かした里山経済圏の形成」

三　地域再生計画の区域の範囲　宮津市の全域

○内閣府告示第二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京丹後市

二　地域再生計画の名称　グリーン・ウエルネス新公共交通体系構築と新シルク産業創造・地域協働大学等推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　京丹後市の全域

○内閣府告示第二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊岡市

二　地域再生計画の名称　小さな世界都市・豊岡の実現～足元を固め、世界に向けて突き抜ける～

三　地域再生計画の区域の範囲　豊岡市の全域

○内閣府告示第二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　真庭市

二　地域再生計画の名称　『里山資本主義　真庭』未来への挑戦

三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市の全域

○内閣府告示第二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　西条市

二　地域再生計画の名称　四国経済を牽引する「総合6次産業都市」推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　西条市の全域

○内閣府告示第二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本市

二　地域再生計画の名称　持続可能で創造的な多核連携都市の形成　～熊本型のコンパクトシティを目指して～

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるべき事項　地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　構造改革特別区域計画の認定の手続の特例（四の五⑦）

○内閣府告示第三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　人吉市

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした人吉ハラール促進区を実現するための地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　人吉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）及び訪日旅行促進事業（四の六）

○内閣府告示第三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二十九号をもって公示した地域再生計画に係る構造改革特別区域計画について、平成二十七年一月二十二日付けで構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定による認定があったものとみなすこととし、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本市

二　構造改革特別区域の名称　熊本県条例による事務処理の特例に係る軌道法関係事務の合理化事業特区

三　構造改革特別区域の範囲　熊本市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業（四一二）

○財務省告示第四十三号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（平成二十六年三月財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月三日から適用する。

平成二十七年二月六日

財務大臣　麻生　太郎

○内閣府告示第三十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年内閣府告示第百三十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十七年一月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　東京都

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアヘッドクォーター特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際会議等参加旅客不定期航路事業、外国企業進出促進支援事業、国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業、高度人材外国人受入促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○法務省告示第八十号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年二月六日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村福澤七百三番地　石井徳太郎

○法務省告示第八十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年二月六日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

山梨県司法書士会

山梨県甲府市北口一丁目六番七号

認証年月日

平成二十七年一月二十三日